

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：平成30年10月3日（水）14：30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。ミウラさん。

○記者 読売新聞のミウラです。よろしくお願いします。

本日の定例会でも議題になっていましたが、東京電力・福島第一原発3号機の燃料取り出しの問題で、さまざまな機器の不具合などによって遅れているわけですが、例えばケーブルの問題ですと、調達先の企業の問題と責任とかがあるかもしれませんが、全体として作業を管理しなければならない東京電力の品質保証という意味で、改めてどのように東京電力の責任あるいは課題などがあれば、教えていただきたいと思うのですが。

○更田委員長 まず、今日の委員会の資料に東京電力の資料が添付されていて、それを御覧いただければ、トラブル、不具合の内容がよくわかりいただけると思いますけれども、代表的なものでいえば、用いる装置の設定された電圧が違っていた。これは製造した元のメーカーがきちんと整えて納めるべきなのか、ないしは、それを持ってきて、国内でテストして東京電力に渡す元請の責任なのか。さらに言えば、東京電力が設置したときに確認をして動作させるべきなのか。随分時間がたっているけれども、いまだにそこにどう責任があったのか、本来どうであるべきだったのかというような議論に至っていない。これはちょっとうちのIF検討会の詰めが甘いということもあるのかなと感じています。

これは事故から1～2年の早い時期にどうも契約をしているらしくて、その契約が非常にざっくりと契約をしたものであるようではあるのだけれども、それにしても、調達するに当たっては、きちんとした心配というべきかな、きちんとした取組であるならば、使用条件であるとか、あるいは不具合が起きたときの対応であるとか、それはどこでも、物作りや物を使っているところであれば、使用条件は規定をするだろうし、それから、トラブルがあったときは、例えば製造したところのしかるべき人が飛んでくるようなとか、そういった定めをするものなのだけれども、どうやらこれまで聞いているところの限りでは、そういった不具合のときの責任や対処について、契約の中で定められている様子がない。

海外で製造されたものなので、テレビ会議はやっていきますというような説明を受けているらしくて、元請の責任がきちん規定されているのか、それか、ないしは製造現場の責任がきちんされていなければいけないのか、まだその契約の流れ事態をつかみ切っていないところがあります。これはしっかり東京電力は規制庁に対して説明をするべきだし、規制庁はきちん把握するべきだと思っています。

ですから、品質保証体制というおっしゃり方をしたけれども、調達に当たっての体制、どこの機関でも調達する際の仕様については、内部的な品質の管理をしているはずであって、どこの企業でも仕様書の書き方みたいなものは仕事の上での基本ですので、よもや東京電力がそれを怠っていたとは考えにくいのだけれども、今回の一連のトラブルを見ていると、電圧が合わなかったとか、ケーブルが、写真が載っていますからあれですけども、コネクターの部分のカバーみたいなものがついていなかったと。だけれども、野ざらしになるわけで、風雨だって受けるわけで、そこで電気製品を使えばというのは当たり前なのだから、当たりの要求といいますか、調達に当たってのスペックを定めることができていないと。

もちろん現場は放射線のある場であって、作業環境が通常の工場等々とは違うことはわかります。普通の現場に比べればハードルが高いのかもしれないけれども、今回の一連のトラブルは、極めて難しい戦いの中でというものではなくて、きちんやれていればきちん進んでいたはずのことができていない。さらに、1回ではなくて、それが続いているということに強い懸念を持っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 御質問のある方はいらっしゃいますか。それでは、どうぞ。

○記者 IWJのワタライです。よろしくお願いします。

今の関連の質問なのですが、先週の東京電力の定例会見でもそういう意見が出ましたけれども、特に海外のものであろうが、国内のものであろうが、一応、メーカー側にある程度瑕疵(かし)があるとすれば、これだけ時間を費やしたわけですから、損害賠償であるとか、それなりの責任をやはり明確化するということが必要なのではないかという指摘がありました。

また、それに対して、東京電力の方の対策も基本的には内向きというか、自分たちの内部の努力については、いくつかの項目が挙がっておりますけれども、それでは問題が客観視されないということで、同じことが繰り返される可能性があるのではないかと申すのですけれども、委員長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○更田委員長 まず、瑕疵があった場合の責任の所在を明確化して、その責任をどうとるのかといったことは、本来であれば契約の中で定められているべきであって、その契約がどのようなものであったのか、発注に当たっての仕様がどういったものであったかというのは、ちょっと遅きに失したところはあると思っていますけれども、規制委員会、

規制庁としても把握をしていかなければいけないと思っています。

それから、今後の調達に当たっても、これは厳しい現場であるからこそ、さらに、重要な役割の仕事をしているのであるからこそ、きちんとそういったものの調達に当たっては、不具合が起きたときの対応であるとか、それから、瑕疵があった場合の責任、それに、その責任にどう応えるかというようなことは、きちんと規定されていてしかるべきだと思います。

もちろん想像を超えるようなことというのは必ずあるし、全てを規定し切れるものではないことは承知をしていますけれども、まず一般の原子力の現場における調達のレベルにすら達していないのではないかという疑いを持っているので、このあたりは、もちろん事故の直後以降、東京電力が大変な状況に置かれていることは承知をしていますけれども、それでもやはり福島第一原子力発電所の廃炉作業というものを重く受けとめて、しっかりした姿勢で取り組むということは基本中の基本ですので、こういったこと、今後、田中委員以下、1F検討会なども通じてしっかり明らかにしていきたいと思っておりますし、大事なのは今後につなげるということだと思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、イワマさん。

○記者 毎日新聞のイワマです。

毎回お尋ねすることになって恐縮なのですが、日本原燃の再処理工場、もちろんほかにも審査を同時に進めていますけれども、近く補正書が出てくるのではないかと考えております。まず、今の段階での今後の受けとめですとか、今後の見通しなどについての受けとめを。済みません、毎回になって恐縮ですが。

○更田委員長 毎回同じ答えになって恐縮なのですが、今の段階で余り日取りであるとか日程だとかというところにはまだ達していません。

余り細かい内容に関して、内実に関して申し上げるのはどうかと思いますけれども、ごくざっくり言えば、いわゆる審査書の案であるとか、たたき台であるとかといったものが幹部間で共有されて、検討するというような段階には至っていないので、もちろん規制委員会、規制庁内部での再処理工場といったものに対する理解は、日々、勉強なり、検討なり、調査なりは進めて高めるようにはしていますけれども、審査ということに関して言うと、前回お答えしたときと内容は変わらないです。

○記者 かしこまりました。

これは月初めということでお伺いしたいのですが、例えば今週末なり、来週なり、10月上旬とあらは言っていますけれども、補正書が出てきて、例えば今月中に定例会にかかるとかというのは、現実的なスケジュール的に可能なのでしょうか。

○更田委員長 いわゆる審査書案がということですか。

○記者 そうです。審査書案がですね。例えば今月中とか。

○更田委員長 今月中にかかるのだったら、私が今、こういうお答えをしているということとはあり得ないです。

○記者 承知しました。

例えばこれも、済みません、重ね重ね恐縮なのですが、幹部間で共有されるというのは、通常でしたら時間的にはどれぐらい前にそういうものが来るものなのですか。

○更田委員長 これは案件の大きさにもよりますし、それから、前例にもよるわけですが、特に今回のお尋ねの件に関して言えば、前例があるわけではないし、やはり規制委員会にとっての大きな判断になりますので、しかるべきリーディングタイムがあるのだらうと思っています。

発電所の審査を例にとつて言えば、それでも一月前には方向が見えていますので、まだ六ヶ所の再処理工場に関しては、そういった段階には入っていないということは言えると思います。

○記者 かしこまりました。済みません、何度も。ありがとうございます。

○司会 マツヌマさん。

○記者 赤旗のマツヌマです。

東電の問題に戻るのでありますが、東京電力というのは、昔から調達管理に関連してトラブルが多かった、下請任せでいろいろトラブルがあったという印象がある会社なのですが、今回の問題というのは1Fに特化した問題なのか、それとも東電全般の問題として考えた方がいいのか。この辺、どのように今の印象というか、持っていらっしゃるでしょうか。

○更田委員長 まず、東日本大震災、それから、東京電力・福島第一原子力発電所事故の前の印象がお話の中にあつたので、お答えすると、なかなかこれが一言でお答えしにくいのは、東京電力という会社は、他電力に比べて逆に下請任せでない面も強く持っていたところがあるのですね。いわゆる製造メーカー任せになっている部分というのが、原子力の中であることは承知をしているのですが、例えば私のいた分野、もともと私の専門分野だった領域でいうと、PWRの燃料に関して言うと、前へ出てくるのは三菱重工で、BWR燃料となると東京電力という構図が多かったのですね。それが原燃工やGNFではなくて、東京電力が前へ出てくる。

そういった意味で、多分、分野でばらつきがあるのだらうと思いますけれども、例えばABWRという炉型は、東京電力が全体の設計を引っ張ったようなところもありますから、分野によると思います。

今回の1Fでいうと、ちょっと何か残念に思うのは、もちろん状況がより難しいからという部分はあるのですが、1Fの4号機の取り出しのときというのは、これは日立なのですね。あそこの場合は爆発を経験していないので、というか、やり方が普通の取り出しと似た形式だったのでということではあるものの、大きなトラブルなしに進める

ことができました。

ところが、東芝は、東芝が今回やっている1Fの3号機の場合は、遠隔でという経験がなかったからと聞いていますけれども、海外の製造メーカーになった。海外からの調達の際には、より一層調達が難しくなるというのは自然に考えられることで、であるからこそ、逆に言うと、文書にきちんと規定をしていくというところもある。

爆発がないという言い方は正確ではなかった。要するに1Fの4号機は使えるものがより多かった、4号機の方が使えるものがより多かったと言うべきですけれども、3号機は、全く新たにカバーから何からという意味ではるかにハードルは高いのだけれども、もう一つの要因として、海外からの調達といっても、海外から調達するのは元請のはずで、そういった意味では、元請の責任がどうなのかということは、これから確認しなければならぬところですが、いずれにしても、調達にかかわる経路のややこしさ、製造現場が海外であるということの難しさというのを反映してしまっているのは非常に残念だと思っています。

○記者 そうすると、今のところ、この事象に限った問題という見方をされているのですか。

○更田委員長 必ずしもそういうわけではありません。ここではだめですけれども、こっちではきちんとやっていますという言い方を東京電力に許すつもりはない。多分マツヌマさんが聞きたいのもそこだと思えるのですけれども、あれはあれ、これはこれとは言わせないと、何年か前に私、口にした記憶があるのですけれども、それは、率直に申し上げますけれども、柏崎刈羽6・7号機の許可を受ける前に、東京電力は福島第一原子力発電所の廃炉作業をきちんとやり抜くと約束をしたわけです。それを私たちは確認した上で判断をした。したがって、東京電力は、当然のことながら、あれはあれ、これはこれではなくて、福島第一原子力発電所の廃炉をきちんとやり抜くことが、彼らの原子力事業全体にとって重要だと認識をしています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほか、御質問のある方。それでは、左の列の後ろの方。

○記者 東京新聞のマツオと申します。お願いします。

東京電力・福島第一原発の事故に関連してお聞きします。

今週の月曜日に、経産省の方でトリチウムや放射性物質を含む水の処分のあり方をめぐる小委員会がありまして、東電の方は、自然環境への放出をする場合には二次処理をする、そういう意向を明らかにしています。その日の夕方の会見では、東電は、まだ方法については、新たにタンクを設けるとか、今まであるタンクを再利用するとか、そのあたりについては、まだこれから検討していく段階だという趣旨の話をしています。

このトリチウムなどを含む汚染水の放出の議論をさかのぼると、そもそもこのまま貯蔵が続くと廃炉作業に影響が出るという考え方があったと思うのですけれども、仮に二

次処理をするとなった場合には、やはり一定の時間や作業、手間などが新たに生じることになると思います。

そうした点を踏まえてお聞きしますが、二次処理のあり方やその方法、課題などについて、委員長としての御見解をお聞かせいただければと思います。

○更田委員長 これはこれで一つの非常に大きな選択・判断の問題だと思っています。現在、処理済水については、処理済水の中でトリチウム以外の核種についても、告示濃度制限を超えるものがあるということが議論もされているし、ある種、批判にもなっているけれども、貯蔵している状態での濃度を議論しても余り意味があるわけではない。

どういった処理方法、処分方法をとるにしても、処分に当たってどういう濃度で処分するのかということはもちろん重要で、この点に関しては、私たちは全ての核種に関して、告示濃度制限も正しく御理解いただけていると思いますけれども、各核種ごとに告示濃度制限値との間の比をとって、その比の総和をとったときにある値以下、1ミリシーベルトだったら、気体廃棄物やそのほかの廃棄物も含めて1ミリシーベルト以下という制限をとっているのです、別にトリチウムだけを対象にしているわけではない。

どういった処分方法をとるにせよ、告示濃度制限を守ることが規制委員会としての最大の関心といいますか、これは要求ではありますけれども、さらにその要求を上回る範囲について議論をするとしても、その処分方法に当たっての濃度というのは問題だけれども、貯蔵している状態での濃度を問題にしてみても、これは議論の方向が少しあらぬ方向へそれていると認識をしています。

二次処理をする、しないも大きな議論だと思えますけれども、例えばその二次処理というのも、ある濃度の核種の濃度を下げるための二次処理といったら、海水で倍に薄めるということも二次処理になってしまうのですね、極端な言い方をすれば、同じ量の海水と混ぜてやれば濃度は半分に下がりますから。だけれども、これが問題の解決になると考える人、この二次処理をやった方がいいと考えるのは妙な話ですよ。

ですから、なるべく処分する水の中から、その総量を減らしていきたいという考え方だったらば、二次処理というのは、当然、科学的なという意味以上に社会的な受容性の問題でもありますけれども、二次処理というのは一定の意味を持つのだろうと思います。ただ、当然、あれだけの量の水に対して二次処理を行えば、相当な作業量になるだろうと。ただし、それでもその処分方法が合理的なものになるのだったら、二次処理にも意味はあるだろうと思いますし、これは二次処理も含めて全体の処分方法の作業量を考えるべきだろうと思います。

○記者 今のお答えとやや重なるかもしれませんが、今まで環境への放出の必要性を挙げられている理由として、例えばタンクの置き場所の問題であるとか、タンクの更新の必要性が出てくることだとか、資金面のこととか、そういったものを理由として放出の必要性を委員長としては示されていたと思うのですが、仮に二次処理をした場合に、これからすることになった場合、廃炉作業への影響ということについては、どのように

出てくるとお考えでしょうか。

- 更田委員長 それは全体のワークフォースの問題で、やはり相当の作業員、作業量をそちらへ振り向けなければならないでしょうし、ただ、時間も、今、処分方法について判断がされているわけではない段階の中で、二次処理を全体にかけた上で短時間で済む。

これはやはり先ほど申し上げたように、環境中への処分をするとなったときの濃度のあり方にもよるわけで、例えば希釈率の問題、例えば二次処理をして、今、貯蔵しているものの核種を半分に下げたとしますね。10分の1でもいいです。二次処理をして10分の1に下げて、10倍に希釈して処分するというのと、今の状態から100倍に希釈して処分するというのと、いざ処分するときの濃度は、そうすると、変わりませんとなったときに、実際は変わりませんではなくて、二次処理をすれば、それだけこし取ることになるから、環境中に放出される量は、量でいえば少なくなるわけけれども、むしろ各処分方法を考えるときに、処分するときどういう濃度なのだという議論がされるのであれば、告示濃度制限よりもさらに厳しい制限を、実際問題、東京電力は規制が要求しているよりも厳しい制限を自己制限として置いていますがけれども、今回の処理済水の処分に当たっても、どういった濃度での処分が行われるのかという議論がされるのはよく理解できるのですけれども、貯留しているものをどうするかというのは、処分に当たっての濃度をどうするかにかかわってくるので、二次処理というものがどういう意味を持つかというのは、きちんと評価というか、考えるべきだろうと思います。

今の質問に直接答えようとする、二次処理がどれだけの影響を与えるかという、最終的な処分方法がどうなるかにかかっていると思っています。

- 記者 関連して、最後になりますが、二次処理をどういう条件でやるかにもまた関わってくるので、なかなか難しいところではあると思うのですけれども、仮に放出するとした場合、二次処理をするとなると、やはり一定の何らかの時間や手間、作業が生じることにはなると思うのですよね。

一方で、先日の公聴会などでは、例えば大型のタンクだとか、そういったものを使って貯蔵を継続することも検討すべきではないか、そういう意見も多く出ていました。

こうした点を踏まえて、改めて今の時点での考えをお聞きしたいのですが、規制委員長として、現段階で環境への放出のあり方だとか、そのあたりについて見解をもう一度教えていただけますでしょうか。

- 更田委員長 まず、二つお答えします。

一つ、環境に対して、平たく言うと、もし希釈をして海洋への放出という選択がとられた場合のあり方ですけれども、例えば再処理工場の目標値として定められている値などを適用したら、放出は2～3年か3～4年で完了します。それから、原子力発電所の線量目標値だと。

ただ、これは余り現実的ではなくて、福島第一原子力発電所は、その他の例えば気体等々の扱いもあるので、ましてやこれまでの議論の経緯を考えると、そういった放出と

というのは現実的ではないけれども、それを例えば10年かけてやるのか、20年かけてやるのか。それから、やはり先ほどから申し上げているように、希釈率をどのぐらいにするのかということによって、同じ海洋放出でも大きく変わってきます。しかしながら、おそらくそれでも他の選択肢よりは、全体の作業にかかる負担は小さなもので済むと思っています。

それから、お尋ねの中にあつた大型のタンクを作つて貯留し続けるということですが、まず浮かぶのは設置場所の問題。これを設置するとしたら、現在のタンクの場所ということは、やはりどこかへ置かなければならないから、同じ場所ということはないですし、今、サイト内であるというのはおそらく大変に難しいことになるだろうと思いますので、サイト外を考えなければならぬけれども、この議論が現実的かどうか。

それから、もちろん費用は大きな負担になるであろうとは思いますが、もう一つは、果たして貯留を続けるとしたときに、いつまでの貯留なのか。例えば50年後に海洋放出します、それまで貯留しますといったら、風評被害を先送りするだけですよ。果たして50年後だったら風評被害は起きないのか。50年後にまた再び放出という議論ができるのか。

要するにトリチウムの減衰を待つという議論はあるだろうけれども、トリチウムの減衰を待つためにそれだけ投資をするのかというのは、非常に大きな議論だと思っていますし、また、心の問題としても、10万トンのタンク、ざっくり10基ですよ。これは今進んでいる議論に委ねるべきだと思っていますけれども、規制委員会としては、10万トンタンクを作るとなったら、当然、そのタンクに対して規制をかけていくことになるし、検査をすることになるし、管理の問題というのはあるだろうと思っていますけれども、いずれにせよ、これは規制だけに係るものではなくて、また、科学的・技術的な問題だけではなくて、やはり社会としての判断に係るものですので、規制委員会として申し上げるのはこちら辺ぐらいまでだと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 御質問ある方。フジオカさん。

○記者 NHKのフジオカです。

先ほどの質問に関連してなのですが、小委員会の中で示された資料の中にも、貯蔵している処理済水の中で基準値を超えるものが8割ほどあつたという数字も出ていますが、そもそもこういったことをもっと一般の方にも分かりやすくといいますか、説明しておく必要があつたのではないかなと。つまり、廃炉を進めていくに当たって、理解を丁寧に得ていくというプロセスが大事なのかなと思うのですが、このあたりについて、委員長はどのように思われますか。

○更田委員長 一つには、あの水のことをトリチウム水と言うのは私は嫌で、何回か自分自身、口にしたこともあるけれども、なるべく処理済水という言い方をしていた。という

のは、1Fの監視・評価検討会のごく最初のころ、ALPSの処理が始まったときから、ALPSで検出限界を超える核種がいくつかあって、さらにそのうちのいくつかは告示濃度制限を上回っていることは議論していたし、私たちも承知はしていた。ただ、その後、その値をずっと話題にしていたわけではないので、周知といいますか、お知らせする努力は東京電力は足りなかったのだらうと思いますし、私たちも、貯留している段階での濃度なので、余り問題にしてこなかった。あの水があのまま処分されることはあり得ないので、貯留している段階で告示濃度制限を超えていること自体は違反でも何でもないのに、話題にしてこなかった、検討対象にしてこなかったということだと思います。いずれにしろ、例えば、放出のような処分方法をとるとしたら、当然、希釈が前提となるので、希釈前の濃度を対象とするよりは、放出するときの濃度が問題だらうと。そういった理解でしたので、東京電力は、データはずっとホームページだか何だかに載っていました。あれを見ろというのはやはり無理ですね。だけれども、貯留段階での濃度に余りに強い関心が持たれていることは少し不思議に思っています。

○記者 あくまで貯留段階なのですけれども、今後、放出を考えたときには重要になってくる指標だと思うのですが、そう捉えた場合は、今からでも考えておく、今からでも説明しておくといいますか、理解を得ておく重要性はあると思うのですけれども。

○更田委員長 科学的にとか、環境影響にというよりは、むしろ心の問題であるとか、あるいは東京電力や、私たちも含めて当局に対する信義の問題なのかもしれないですね。いずれにしろ、今、おっしゃったように、希釈率にかかわる問題にはなってくるだろうと。それが10倍なのか、100倍なのかとなったときに、当然、その作業量は大きく変わってくるわけだし、おそらく具体的に放出するとなったら大きな升みたいなものを作って、そこに一旦集めて希釈して、濃度を確認するという形になるだらうと思います。

海洋放出には別のやり方もあって、実は、ノズルの先から出ている状態では告示濃度制限を上回っているのだけれども、周辺の海水と混ざること前提にという放出の仕方があるのです。おそらく東京電力福島第一原子力発電所では、こういった放出方法はなかなかとれないと思います。ただ、まだ、その前段の海洋放出を是とするか非とするかという議論にまで至っているわけではないので、海洋放出を前提とする議論は、今行うのは少し無理があるし、それを前提としたところでも問題となるのは希釈率で、希釈率をより小さなものにするために二次処理を行うという判断はあるかもしれないですね。

○記者 最後に1点、定例会の中でも触れられていたと思うのですけれども、柏崎刈羽の情報伝達の訓練の関係で、委員長自身も御覧になられたとおっしゃっていたのですけれども、以前の訓練で最低評価をつけられて、それを踏まえての再訓練だったと思うのですが、御覧になられてみての現時点での受けとめはどのような状態でしょうか。

○更田委員長 これは委員会の中でも発言したので、それを繰り返すのはどうかなとも思うのだけれども、まず、ERCに行ったら、ERC対応のために東電で向こう側に座っていた

人、つまり、一番キーとなるプレーヤーですね。それから、ERCに東電からのリエゾンとして、緊急事態のときに飛んでくる役割の人、どちらも柏崎刈羽6、7号機の審査のときの東電側の説明に当たって主要な役割を果たした方々だったのですね。ですから、委員会でも申し上げましたけれども、前回の訓練のときと同じ人が担当して力量が向上したというわけではなくて、元々力量の高い人を今回は投入したのではないかなというのを第一印象として受けました。もちろん、これは東京電力の判断だし、裁量だし、それに文句をつけるつもりはないのですけれども、平たく言えば、審査を通じて、説明をずっと聞いていて、説明力であるとか、技術的能力であるとかに関して、一定の評判のある人がキープレーヤーを努めていたので、それはうまくいくよなという印象を持ちました。

○司会 それでは、ユイさん。

○記者 新潟日報のユイと申します。よろしくお願いします。

引き続き柏崎刈羽のお話なのですけれども、先ほどの東電の調達の問題と少しかかわってくるかと思うのですが、メーカーのミスで重要な設備に支障が出たという事案は前にも柏崎刈羽でも起きました。規制庁としても調達について把握されていきたいというお話が先ほどありましたけれども、それもあくまで福島のことについてという意味でしょうか。

○更田委員長 これは東京電力に限らないのですけれども、調達の問題は、ある国の事例がきっかけとなって、今、各国の規制機関が集まったときも主要な話題の一つにしばしばなる話題なのです。これはおそらく報道もされているから、言及しても差し障りないと思うのですけれども、フランスは今、新しい原子炉の建設を進めていますけれども、その建設の途上に当たる調達で様々な問題を抱えていた。皆さんの記憶に新しいと思うのは、フラマンビルの3号機、EPRという新しい炉ですけれども、圧力容器で炭素偏析という問題があった。それから、この問題に関連して、文書の偽造があった。これをEDFという電力会社の調達だけに委ねるわけにはいかななくて、フランスの規制当局もこれを非常に大きな問題として捉えました。さらに、その前には、これは調達だけの問題ではなく、さらにもっと複雑なのですけれども、韓国で模造品の問題があって、ですから、原子力事業者が物を調達するときに、正しい調達が行われているかどうかを規制当局はどう見張るべきかというのは非常に大きな問題であって、これは短期間で終わる議論ではないのですけれども、常に調達に係る規制の在り方は私たちにとって大きな問題です。

それから、お尋ねに直接答えるとすれば、調達管理の問題は、今、申し上げたように福島第一だけの問題ではなくて、東京電力に関して言えば柏崎刈羽も含めての調達管理ですし、また、他電力についても同様だと思っています。

○記者 話題が変わってしまうのですけれども、今日の議題にありましたIPPASのミッションについてなのですけれども、委員会の中で、柏崎刈羽が停止中であることは大きな問

題ではないという発言もありましたが、停止中であることでチェックに当たって前回とは異なった観点みたいなものがあり得るのかどうか。

○更田委員長 今回、柏崎刈羽がそういう状態にあるわけではないですけども、例えば、セキュリティ問題とか、いわゆるテロ行為に対する備えという観点からすると、原子力発電所を例にとれば、運転中が必ずしも最も弱いという状態ではなくて、例えば、燃料交換のために圧力容器のふたが開いている状態だとか、そういった状態の方がむしろ弱い側面も持っていて、ですから、停止中の状態を見ていただくことが、視察であるとかの意義を損なうわけではないという意味で、今日、委員会では発言をしました。

○司会 それでは、タケオカさん。

○記者 共同通信のタケオカと申します。

先ほどのトリチウムそのほかを含む水のことに戻るのですけれども、東京電力が海洋放出する場合にはALPSなども使ってもう一回、処理すると。先ほど、それには作業量であったり、人員も割かれるという話がありました。委員長としては、もう一回、処理済水を処理することについての妥当性をどうお考えなのか。先ほど希釈率というお話もありましたけれども、お考えをお願いします。

○更田委員長 二次処理を行うかどうかは、実際の処分を行うときにどういった状態で処分するのかという問題とセットで議論されるべきであって、例えば、海洋放出でいったらば、希釈率とセットで議論されるべきだと思っています。

○記者 分かりました。その前段になるのかもしれないのですけれども、ワンクッション置いて、希釈率をどうするかということも含めて、海洋放出という作業をする前に、もう一回、処理済水を処理するという作業を入れることの妥当性については、委員長はどのようにお考えなのでしょうか。

○更田委員長 それによって希釈率が合理的なものになるのだったら、意味はあるだろうと思います。二次処理をしてもしなくても希釈率が変わらないというのだったら、意義がゼロだとは言わないけれども、意義の小さなものになってしまうと思っています。また、二次処理というのも、漫然とALPSをもう一回通す、前回と同じことを二度やり直すではなくて、カラム、こし取る樹脂類に関して一層の工夫をして、今、問題となっている核種を選択的に狙いにいくとか、あるいは従来のALPSに比べて、より効率的な手段を探るとか、やるとなったら二次処理も二次処理で、やり方はあろうとは思いますが。

○記者 ちょっと細かい話になって恐縮なのですが、どのくらい今の濃度を下げられるときに、二次処理をやることの意義といますか、なってくるのでしょうか。二次処理することによって、今、貯留中の処理済水の濃度がどの程度、半分ならそれをやる意味があるのか、10分の1ぐらいに下げられるのだったら二次処理をやる意味があるのか、程度問題だと思うのですけれども、そのあたりはどのようにお考えですか。

○更田委員長 まさに程度問題で、核種にもよるし、より薄い濃度のもの、低い濃度のもの

のをさらに低くするという作業は、同じ10倍下げるのでも難しいですから。1のものを0.1にするのと、0.1のものを0.01にするのだったら、後者の方がずっと難しいので、そういう意味で、まさに程度問題というか、それぞれの問題であろうと思います。

○司会 では、タケウチさん。

○記者 共同通信のタケウチです。

全く議題が違うのですけれども、もんじゅの関係で、もんじゅ燃料取り出しが始まったのがたしか8月30日で、おおむね1か月ちょっとたっていて、この間の経過についてどう見られているかをお伺いしたいのです。一部トラブルがありましたがおおむね、それほどなくも進んでいるようにも見えますが、委員長が現場から報告を受けていることも含めて、どのように見られていますか。

○更田委員長 確かにおっしゃるようにトラブルはあったのだけれども、全く順調にというわけではないけれども、これまでの経過については率直によかったと思っています。スケジュールありきではなくて、やはり大きなトラブルなく、安全を第一に進めてもらうことが大切ですし、それから、一定期間うまくいくと、そこでトラブルが起きることが多いので、緩むことなくというのは、これはくれぐれもお願いしたいと思います。一月たちましたけれども、これが二月となっていくと、それが順調であったら、順調であったなりに油断があつてしまうと困るので、日本原子力研究開発機構にはくれぐれも緩むことなく、緊張感を持って作業を続けてほしいと思います。

○記者 ちょっと気が早いのですが、今やっている炉外から移すという先には、原子炉内のものも移すという作業がしばらく先にはありますが、今やっている作業と、いざ原子炉内となったときとの違いといいますか、注意すべきところというのはいかに見られていますか。

○更田委員長 特段に、飛躍的かというと、一段難しい作業になるとまでは思っていないで、もちろん作業内容に変化があるわけなので、そこは一つのステップではあるのだけれども、それよりも、先ほど申し上げた作業が継続することによる油断、隙が生じてしまうことの方をむしろ懸念しています。

○記者 そういう意味では、今の炉外での作業のうちにやっておくべきこととか、習熟しておくべきこと、あえて課題とか、ありますでしょうか。

○更田委員長 もんじゅの燃料取り出しに関して、想像力を働かせて考えておくべきことがあるとは思っていないで、それよりも、やるべきことをきちんとやると。だからこそ難しいのだらうと思っています。

○記者 分かりました。あと、燃料とは別なのですが、もんじゅの廃炉計画だと、年内に二次系のナトリウムについても取り出し完了となっていて、そろそろなのかなという気もしますが、二次系のナトリウムのタンク設置というのものもあるようですが、それも含めてなのですが、二次系ナトリウムの取り出しについて、委員長が気にかかっていること

とか、求めていくべきことはありますか。

○更田委員長 急に問われて、にわかには浮かばないのですが、当然のことながら、皆さんもよく御承知のように、科学的に極めて活性の高い金属ですので、十分な注意をもって作業を進めてほしいと思いますし、さらにその先には一次系のナトリウムということがあるので、一次系ナトリウムの抜き出しのときに、例えば、知識や経験がきちんと残るような配慮がされているといいなと思います。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 オガワさん。

○記者 朝日新聞のオガワです。よろしくお願いします。

東京電力福島第一原子力発電所の3号機の話に戻るのでありますが、2点お尋ねしたいのですが、1点目は、今日の委員長の御発言ですと、東芝を追いかけるとのことなのですが、問題が確認されれば、調達にかかわる海外メーカーを追いかけることはあり得るのかという点と、今後の1F検討会で東芝に出席を求めることになると思うのですが、もし東芝に問題があると判断された場合、規制委員会として、どのような対応を考えていらっしゃいますでしょうか。

○更田委員長 まず、これは段階を追ってということになるでしょう。まず東京電力に関してどういう調達をしたのか、どういう契約を結ぼうとしたのか、これをきちんと押さえていくことが第一。東芝に対しては、当然、調達の過程においてこういったことがあったのかは確認をしていかなければならないのですが、東芝はこの場合においては被規制者に当たるわけではないので、強制力をもって云々ということにはならないだろうと思っています。ただ、当然、1F検討会に東芝さん御出席くださいと言って断られることは余り想定していないのですが、東芝が製造元だったら、そこで閉じるのだけれども、さらにその先に海外の製造元があって、海外となると、私たちの持っている権限が及ぶかという、これはなかなか難しいだろうなど。もとより被規制者ではないので。ただ、やはり段階を追ってやっていくべきだし、まず調達元である東京電力と元請の状況を把握することができれば、おのずと問題点が浮き彫りになってくるのだろうと思います。

調達に係るものは、先ほど別の質問にもお答えしたのですが、規制当局が調達の在り方をどう監視すべきかという問題で、今、本当に悩んでいるのは、頭を抱えているのは、権限の及ぶ範囲が当然のことながら限定されているし、どこまで責任を問えるか、どこまで強制力を持って監視ができるのかというのは、制度にかかわる問題なので、なかなか難しい問題です。ただし、東京電力福島第一原子力発電所に関しては、情緒的かもしれないけれども、少なくとも、あの事故に関しては全ての原子力にかかわる者が責任を感じてしるべきなのであって、もちろん東京電力の責任は大きいけれども、あの炉を建設した人たちだって思いは持っているはずで、事故が起きたから、あれは東

電の持ち物でというのだとしたら、原子力産業界全体の姿勢に疑問を持ってしまいますね。この国が原子力という技術を利用するに足る社会なのかどうかというとちょっと大げさですけども、ほかの規制と福島第一原子力発電所の廃止措置に係る監視ははっきり別物だと捉えていいと思っています。ですから、大熊総務課長などは頭を抱えてしまうのかもしれないけれども、要するに、規定上だとか権限上どうこうと言ったら、もちろん限界はあるのかもしれない。だけれども、できる限りのことはやりますということですね。

○記者 できる限りのことというのは、現時点で考えていらっしゃることは、具体的にはどうでしょう。

○更田委員長 まずは東京電力に発注仕様書から見せてもらおうと思います。

○司会 ほかがございますか。それでは、どうぞ。

○記者 河北新報のセガワと申します。

東北電力が先週の木曜日なのですけれども、女川原発1号機の廃炉を検討すると表明したのです。今、2号機が審査終盤に入っていて、3号機はこれから申請を準備するという段階での1号機の廃炉検討表明なのですけれども、委員長としてどのように率直に受けとめていらっしゃいますか。

○更田委員長 廃炉そのものについては事業者の判断ですので、私から特に見解だとか意見というものがあるわけではありません。ただ、女川2号機の稼働を目指して審査を受けているのであれば、女川2号機が仮に動くとなったときは、その前提が1号機の廃炉作業ということであれば、これは過去にも多少議論の経験がありますけれども、同じサイト内で廃炉作業と運転が並行するという形になったときには、例えば、アクセスルートであるとか、実際、動いている炉のそばで重機がずらっと並んでいるという状況はいろいろな意味で好ましくないで、そうすぐに建屋の解体云々に入るものでもないでしょうけれども、廃止届の提出があった場合には、他の号機のときに、廃止を前提とした運転の在り方というものを見ていくことになります。

○記者 東北電力としては初めての廃止措置になると思います。それから、東日本大震災の被災原発、1Fは別にして、2Fと女川原発が廃炉という方向ですけども、被災した原発の廃止措置、廃炉について、特段の留意点などがあるのであれば教えていただければと思います。

○更田委員長 福島第一原子力発電所事故を経験した福島第一原子力発電所を除くと、今、見ている限りにおいて、被災をしたから廃炉で大きな問題になるという点は特段ないと思っています。

○記者 わかりました。

○司会 ほかにございますか。それでは、最後、タケオカさん。

○記者 共同通信のタケオカです。

1点だけ、最後に。先ほどのトリチウムの件で、端的に言うと、委員長としては、薄めて濃度が下がればよくて、二次処理は不要とお考えなのか、もしくは総量は減らせるというお話もあったので、その点については委員長はどのようにお考えなのか。

○更田委員長 やはり程度問題なのです。二次処理が膨大な作業であって、さらにその膨大な作業によって下げられる濃度に限界があって、さらにその上に非常に大きな希釈率を掛けるというのだとしたら、余り二次処理の持つ意味が感じられない。一方、ある程度迅速に、合理的な時間の範囲で、合理的な作業量で濃度を下げられるというのだったら、それは希釈を前提にしたところでやれるのだったらやった方がいいのは事実だと思っています。

ただ、二次処理といっても、それだけ二次処理を行うことによって、どれだけの処理を行うかも程度問題ですけれども、二次廃棄物を生むのです。二次廃棄物というのは、要するに、樹脂みたいなものでこし取るとというのが基本的な作業ですけれども、そうしたら、こし取った樹脂が廃棄物になるのです。いずれ、その廃棄物の処分の話が必ず浮上するのです。放射性物質は処理をしたって消えてなくなるわけではなくて、どこかに移るだけなのです。そこが問題であって、例えば、トリチウム以外の全ての核種を検出限界以下に落とすような二次処理が必要だとなったら、今度、物すごい二次廃棄物が登場してきます。樹脂は樹脂で、放射性物質をこし取ったものですから、結構チカチカの廃棄物になるのです。当然、御理解いただけるように、中に入っている放射性物質をこし取っているわけだから、そのこし取ったフィルター、樹脂は結構線量の高い廃棄物になって、そうすると、それはHICのような容器に入れて、乾燥処理等々も必要だったり、コンクリート製のボックスカルバートの中へ納めて、それはあくまで一時的な貯留にすぎないから、それをどこへ貯めるのだ、最後は一体どこへ持って行くのだ、どこで処分するのだと。

ですから、水の問題だけを見て物を考えるのは正しくないと思っています、二次処理にしても、水にとっては二次処理はいいことに違いないけれども、二次処理を行うことでさらに別の廃棄物は増えます。ですから、先ほど申し上げたように、海洋放出であれば希釈率であるとか、処分に当たっての濃度をどうするか。すなわち希釈率をどうするか。それから、それまで貯留していくときの濃度はどうあるべきかだとか、それは二次処理を行うか、行わないだとか、そして二次処理によって発生する廃棄物はどうするのかとか、やはり全体像を捉えて議論していただく必要があると思っていますけれども、これはひとえに、今、進んでいる議論に委ねたいと思います。

○司会 それでは、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。